

## 受取書発行にかかるお知らせ

組合員・利用者 各位

令和 2 年 3 月 2 日  
なめがたしおさい農業協同組合  
代表理事組合長 棚谷保男

当 J A では、職員がお客様のご自宅等を訪問し、現金・通帳などをお預かりする際は、必ず、J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお客様にお渡ししております。（名刺・メモ等を受取書等の代わりとすることは、絶対にありません。）

お取引の際に少しでも不審な点がございましたら、必ず、集金担当者ではなく、J A 窓口までご一報をお願いいたします。

### 【必ず行います】

- 当 J A 職員が、訪問先または店舗窓口において、お客さまから現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、**当 J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡します。**
- 定期積金の掛金をお預かりする際には、当 J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡しし、定期積金証書の裏面の掛込領収欄に、お取引日の領収日・領収印を押印します。
- **例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。**

### 【決して行いません】

- 当 J A 職員が当 J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」以外の**名刺やメモ等**を受取書の代わりとして現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- **お客さまのご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。**
- **お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期に渡りお預かりすることはできません。**

### 【お客さまへのお願い】

- 「受取書」「定期積金掛込専用受取書」の**記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。**
- 当 J A 所定の「受取書」は、お客さまへ現金をお届けあるいは**重要書類等をお返す際に、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。**
- 通帳・証書等をお受け取りの際は、内容に誤りがないか**ご確認ください。**通帳は、少なくとも月に 1 回のご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は最寄りの J A の ATM、窓口をご利用ください。
- 当 J A 職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客さまとの対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、**集金担当者にお問い合わせせず、直接、当 J A 窓口までご連絡ください。**

以上、お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。